

## 徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業を実施するため、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）及び徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めのない、必要な事項を定めるものとする。

### (測定対象機器)

第2条 要綱第2条第2項に定める測定対象機器は、次の各号に掲げる電気機器等で製造後に絶縁油の補充又は入れ替えをしていないことが明らかなものを除くこととする。

ただし、PCB測定を行わなくてもPCBの含有が判別できる機器は対象とはしない。

- (1) 2003年（平成15年）以降に製造された機器
- (2) 1953年（昭和28年）以前製造の国内メーカー製の機器
- (3) その他、製造メーカーが製造段階のPCB不含有を確認している機器

### (分析方法)

第3条 PCB濃度の分析方法は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定の方法（平成4年厚生省告示第192号）の別表第2に定める方法
- (2) 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（平成22年1月環境省）に定める方法
- (3) その他県が認める方法

### (分析試料の採取等)

第4条 分析試料の採取、運搬及び採取後の電気機器等の保全については、「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」(平成21年11月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に準じ、PCB廃棄物等が飛散、流出及び漏洩等しないよう、適正かつ安全に実施しなければならない。

2 特に、使用中の電気機器等の銘板の確認、分析試料の採取等にあたっては、専門的な知識を有する電気主任技術者等の責任のもと、感電事故のないよう、安全に十分配慮しなければならない。

### (分析後の措置)

第5条 補助事業者は、分析の結果、保管中の電気機器等が微量のPCBに汚染されていることが確認された場合には、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第6項に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の選任及び同条第2項の保管基準に基づく当該電気機器等の適正保管
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条に基づく保管等の届出

2 補助事業者は、分析の結果、使用中の電気機器等が微量のPCBに汚染されていることが確認された場合には、当該電気機器等について電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令）第4条の表第15の2に基づく電気工作物の使用届出を行わなければならない。

3 補助事業者は、分析の結果、使用中の電気機器等が微量のPCBに汚染されていることが確認され、使用を廃止する場合には、当該電気機器等について電気関係報告規則第4条の表第15の7に基づく電気工作物の廃止届出を行うとともに、第1項各号に掲げる措置を採らなければならない。

### 附 則

1 この要領は、平成22年2月12日から施行する。